

医療用医薬品の流通改善について(緊急提言)概要

H19.9.28 医療用医薬品の流通改善に関する懇談会

※流通改善に当たって取引当事者が留意すべき事項(概要)

1. 一次売差マイナスと割戻し・アローアンスの拡大傾向の改善 (メーカーと卸の取引)

- 適正な仕切価水準の設定及び割戻し・アローアンスの整理縮小と基準の明確化
 - ・割戻し・アローアンスのうち、一次仕切価へ反映可能なものは反映
 - ・割戻し・アローアンスの運用の見直しなど取引の一層の透明化を確保

2. 長期にわたる未妥結・仮納入の改善 (卸と医療機関/薬局の取引)

- 経済合理性のある価格交渉の実施
- 長期にわたる未妥結・仮納入とは、6ヶ月を超える場合と定義

3. 総価契約の改善 (卸と医療機関/薬局の取引)

- 医薬品の価値と価格を反映した取引の推進
 - ・銘柄別薬価制度の趣旨を踏まえ、単品単価交渉を推進
 - ・総価契約を行う場合でも、価値と価格を踏まえた取引を行う趣旨から、除外品目設定の努力

※流通改善に当たって取引当事者が持つべき基本認識(抜粋)

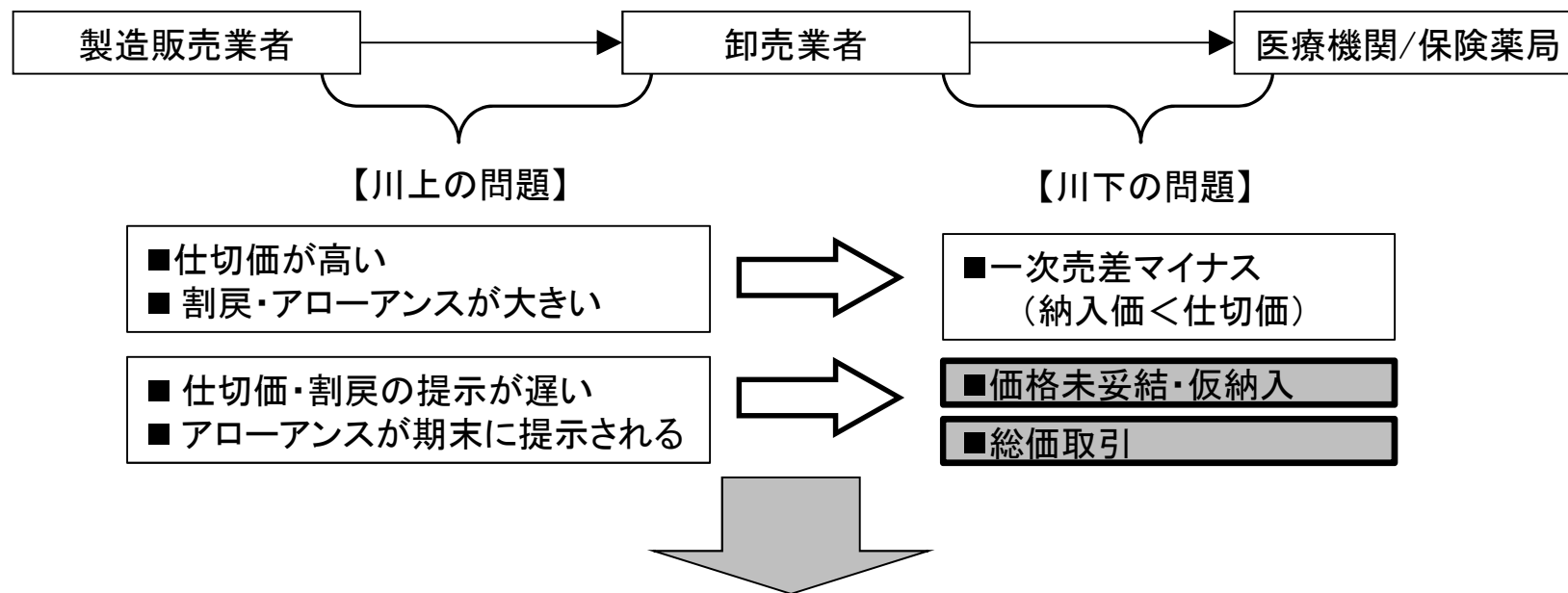
- ★ 医療用医薬品は、医療の一環として位置付けられるものであり、生命関連商品として、他の商品以上に価格形成、取引条件等についての透明性、公平性の確保が求められている。
- ★ 公的保険制度下においては、現行薬価制度の信頼性を確保する観点から、早期妥結及び単品単価契約が求められている。
- ★ 一年にも及ぶ価格交渉は、機会費用の発生などの観点からも経済合理性を欠いた取引である。

医療用医薬品の流通改善の必要性

- 公的医療保険で使用する医薬品の償還価格である薬価は、医薬品の価値に見合った市場実勢価格を反映させることを前提として、適正な市場実勢価格の形成が必要。

※ 現行薬価制度においては、医療保険から医療機関／保険薬局に支払われる際の医薬品の価格が、「薬価基準」として銘柄別に定められている。この薬価基準で定められた価格は、卸が医療機関／保険薬局に対して販売する価格（市場実勢価格）を調査（薬価調査）し、その結果に基づき改定される。

- このため、薬価調査（市場実勢価格）の信頼性の確保（＝未妥結・仮納入の是正）、銘柄別薬価収載の趣旨を踏まえた個々の医薬品の価値に見合った合理的な価格が形成されること（＝総価取引の是正）が必要。



流通改善に向けた主な通知

平成18年3月27日 医政経発第0327001号 保医発第0327001号

- ・医薬品に係る取引価格の未妥結及び仮納入の是正について
未妥結及び仮納入の状況を把握するため、定期的に価格妥結状況調査を実施。

平成20年3月5日 医政発第0305001号 他

- ・平成20年度薬価改定に伴う医療用医薬品の流通について(依頼)

「医療用医薬品の流通改善に当たって取引当事者が留意すべき事項」の周知

平成20年11月17日 医政経発1117004号

- ・医薬品に係る取引価格の未妥結及び仮納入の是正について
長期にわたる未妥結の年内妥結要請

平成22年3月5日 医政発0305第2号 他

- ・平成22年度薬価改定に伴う医療用医薬品の流通について(依頼)

未妥結・仮納入等の不適切な取引慣行の改善要請

平成24年3月5日 医政発0305第1号 他

- ・平成24年度薬価改定に伴う医療用医薬品の流通について(依頼)

「医療用医薬品の流通改善に当たって取引当事者が留意すべき事項」の周知徹底

流通改善の理解促進への主な取組 【前回の流改懇（平成24年11月）以降】

1. 関係機関への訪問要請

- 公的医療機関本部等（日赤、済生会、全自病協、厚生連、私医大協）
（平成25年1月～3月）
- 済生会医療施設事務長会議（平成25年6月）
- JA全厚連医薬品セミナー（平成25年7月予定）

2. その他

- 全国厚生労働関係部局長会議（平成25年2月）
- 全国医政主管課長会議、全国薬務主管課長会議（平成25年3月）

「優越的地位の濫用」とは (本ガイドライン「第1」)

【独占禁止法第2条第9項第5号】

- 取引上の地位が相手方に優越している者が、取引の相手方に対して、正常な商慣習に照らして不当に、以下の行為をすること。
 - ・ 取引の対象である商品又は役務以外の商品等を購入させること
 - ・ 金銭、役務その他の経済上の利益を提供させること
 - ・ 受領拒否、返品、支払遅延、減額、取引の対価の一方的決定、やり直しの要請、その他取引条件の不利益設定 等



平成21年独占禁止法改正により、一定の条件を満たす場合には、課徴金納付命令の対象

- 規制の趣旨
 - ・ 取引の相手方の自由かつ自主的な判断による取引を阻害
 - ・ 取引の相手方はその競争者との関係において競争上不利となる一方で、行為者はその競争者との関係において競争上有利となる

→ 公正な競争を阻害するおそれ
- 公正な競争を阻害するおそれがあると認められやすい場合
 - ・ 不利益の程度、行為の広がり等を考慮して、個別の事案ごとに判断されるが、例えば、①多数の取引の相手方に対して組織的に不利益を与える場合、②特定の取引の相手方に対してしか不利益を与えていないときであっても、その不利益の程度が強い、又は、その行為を放置すれば他に波及するおそれがある場合

2

* 「優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」のポイント(平成22年11月30日公正取引委員会公表資料抜粋)
<http://www.jftc.go.jp/soshiki/kyotsukoukai/p-comment/p-commentend.files/comment10113001.pdf>